

丸大食品株式会社定款

(令和 5 年 3 月 2 日改正)

第 1 章 総 則

第 1 条 (商 号)

当社は丸大食品株式会社と称し、英文では、MARUDAI FOOD CO., LTD. と表示する。

第 2 条 (目 的)

当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 食肉加工品の製造及び販売
2. 食肉の加工及び販売
3. 水産加工品の製造及び販売
4. 調理食品、惣菜類の製造及び販売
5. 冷凍水産物、冷凍水産食品、冷凍調理食品等の製造及び販売
6. 乳製品の製造及び販売
7. 麺製品の製造及び販売
8. 食肉加工品、水産加工品、野菜、果実等の缶詰、罐詰食品の製造及び販売
9. パン・菓子類の製造及び販売
10. ソース、調味料類の製造及び販売
11. 食用油脂類の製造及び販売
12. 清涼飲料、酒類の製造及び販売
13. 米穀類及び青果物の卸売並びに小売業
14. その他一般食料品の販売
15. 医薬品、医療部外品、動物用医薬品の製造及び販売
16. 建築工事の設計・監理・施行及び請負業
17. 電気工事業、管工事業、その他の設備工事業
18. 食料品加工機械・装置、その他一般産業用機械・装置の製造、据付並びに維持管理
19. 害虫駆除・防除に関する業務
20. 清掃及び細菌検査・分析等環境衛生に関する業務
21. 貨物自動車運送業
22. 自動車の整備並びに修理
23. 牧場の経営並びに家畜・家禽類の飼育及び販売
24. 不動産の売買・賃貸及び仲介業
25. 損害保険の代理店業及び生命保険の募集に関する業務
26. 労働者派遣事業
27. 飲食店の経営
28. 有価証券の保有及び運用の業務
29. 債権の買取
30. 前各号に付帯関連する一切の事業

第 3 条 (所 在 地)

当社は本店を高槻市に置く。

第 4 条 (機関の設置)

当社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。

第 5 条 (公 告)

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

第 6 条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、4,000万株とする。

第 7 条 (自己株式の取得)

当社は、取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

第 8 条 (単元株式数)

当社の単元株式数は100株とする。

第 9 条 (株主名簿管理人)

当社は、株主名簿管理人を置く。

第10条 （株式取扱規則）

当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

第11条 （基 準 日）

当会社は、毎年3月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

第12条 （招集の時期）

当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に招集する。

第13条 （招集権者及び議長）

株主総会は、あらかじめ取締役会で定めた取締役が招集し、その議長となる。当該取締役に事故ある時は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

第14条 （決議要件）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

第15条 （電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

②当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第16条 （議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

第17条 （員 数）

当会社は、取締役10名以内を置く。

第18条 （選 任）

取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

②取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

第19条 （任 期）

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

②補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。

第20条 （代表取締役及び役付取締役）

取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

②当会社は、取締役会の決議により、取締役社長1名を選定し、又取締役会長1名並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

第21条 （取締役会）

取締役会は、あらかじめ取締役会で定めた取締役が招集し、その議長となる。当該取締役に事故ある時は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

②取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の時はこの期間を短縮することができる。

③当会社は、取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合において、当

該事項の議決に加わることでできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、かつ、監査役が当該提案につき異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

④取締役会の運営その他に関する事項については、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める取締役会規程及び取締役会運営要領による。

第22条 （相談役及び顧問）

当会社は、取締役会の決議により相談役及び顧問各若干名を選定することができる。

第23条 （取締役との責任限定契約）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役または使用人であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

第24条 （員 数）

当会社は、監査役4名以内を置く。

第25条 （選 任）

監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第26条 （任 期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

②補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

第27条 （常勤監査役）

監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。

第28条 （監査役会）

監査役会招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急の時はこの期間を短縮することができる。

②監査役会の運営その他に関する事項については、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会の定める監査役会規程による。

第29条 （監査役との責任限定契約）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 計 算

第30条 （事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第31条 （剰余金の配当の基準日）

当会社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

第32条 （配当金の除斥期間）

当会社は、期末配当金が支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、その支払の義務を免れる。